

1 収入金額等／所得金額に関する事項（計算シート）

カ⑥ 納税の計算

1 納税等の収入金額

A 納税等の収入金額	
------------	--

申告書の「1収入金額」のカに「A」の金額を転記してください。

2 納税控除後の給与等の金額

Aの金額		給与所得	
~650,999円		0円	
651,000円 ~1,899,999円		A-650,000円 円	
1,900,000円 ~3,599,999円	A ÷ 4 (千円未満の端数切り捨て)	B × 2.8-80,000円 円	C
3,600,000円 ~6,599,999円	B	B × 3.2-440,000円 円	
6,600,000円 ~8,499,999円	A × 0.9-1,100,000円 円		C
8,500,000円~	A-1,950,000円 円		

1円未満の端数切り捨て

3 納税等の収入金額調整控除の計算

以下の(1)若しくは(2)にいづれか、又は両方に該当する場合は、それぞれの式により計算します。

(1)給与等の収入金額が850万円を超える場合、本人・同一生計配偶者・扶養親族のいづれかが特別障害者である場合、又は23歳未満の扶養親族がいる場合

給与等の収入金額Aの金額	(最高1,000万円)	円	D
D-850万円		円	E
所得金額調整控除額E × 0.1		円	F

1円未満の端数切り上げ

(2)給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の合計額が10万円を超える場合

給与所得控除後の給与等の金額 Cの金額	(最高10万円)	円	G
公的年金等の雑所得の金額 キ⑦の金額	(最高10万円)	円	H
所得金額調整控除額 (G+H)-10万円		円	I

2 所得控除に関する事項（計算シート）

⑯ 生命保険料控除額の計算

平成23年12月31日以前に締結した契約は「旧契約」、平成24年1月1日以後に締結した契約は「新契約」です。
保険契約の区分に応じて計算し、申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑯に「O」の金額を転記してください。

一般の生命保険料		個人年金保険料		介護医療保険料	
新契約による保険料(合計)	円 A	新契約による保険料(合計)	円 F	介護医療保険料(合計)	円 K
Aを計算式 I に当てはめて計算した金額	(最高28,000円)	B	Fを計算式 I に当てはめて計算した金額	(最高28,000円)	G
旧契約による保険料(合計)	C	旧契約による保険料(合計)	H	Kを計算式 I に当てはめて計算した金額	L
Cを計算式 II に当てはめて計算した金額	D	Hを計算式 II に当てはめて計算した金額	I	DとEのいづれか大きい金額	M
B+D	E	G+I	J	IとJのいづれか大きい金額	N
計算式 I (新契約)		計算式 II (旧契約)		Fの金額	
A、FまたはKの金額	控除額の計算式	CまたはHの金額	控除額の計算式	~5,000円	控除額
~12,000円	A、FまたはKの金額	~15,000円	CまたはHの金額	5,001～15,000円	F × 0.5+2,500円
12,001円～32,000円	(A、FまたはK) × 0.5+6,000円	15,001円～40,000円	(CまたはH) × 0.5+7,500円	15,001円～	10,000円
32,001円～56,000円	(A、FまたはK) × 0.25+14,000円	40,001円～70,000円	(CまたはH) × 0.25+17,500円		
56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円		
1円未満の端数切り上げ					

⑰ 配偶者控除及び配偶者特別控除額

②配偶者控除	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
	一般	33万円	22万円	11万円
②配偶者特別控除	所得金額(配偶者)	控除額		
	58万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑰～⑲に控除額を転記してください。

⑳ 特定親族特別控除額

合計所得金額	給与收入換算	控除額
58万円超95万円以下	123万円超160万円以下	45万円
95万円超100万円以下	160万円超165万円以下	41万円
100万円超105万円以下	165万円超170万円以下	31万円
105万円超110万円以下	170万円超175万円以下	21万円
110万円超115万円以下	175万円超180万円以下	11万円
115万円超120万円以下	180万円超185万円以下	6万円
120万円超123万円以下	185万円超188万円以下	3万円

キ⑦ 公的年金等(雑所得)の計算

A 公的年金等の収入金額	
申告書の「1収入金額」のキに「A」の金額を転記してください。	

年齢階層	公的年金の収入 A	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		~10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～
65歳以上 (昭和35年1月1日以前生まれ)	~3,299,999円	A-110万円口	A-100万円口	A-90万円口
	3,300,000円 ~4,099,999円	A×75%-27.5万円口	A×75%-17.5万円口	A×75%-7.5万円口
	4,100,000円 ~7,699,999円	A×85%-68.5万円口	A×85%-58.5万円口	A×85%-48.5万円口
	7,700,000円 ~9,999,999円	A×95%-145.5万円口	A×95%-135.5万円口	A×95%-125.5万円口
	10,000,000円～	A-195.5万円口	A-185.5万円口	A-175.5万円口
65歳未満 (昭和35年1月2日以後生まれ)	~1,299,999円	A-60万円口	A-50万円口	A-40万円口
	1,300,000円 ~4,099,999円	A×75%-27.5万円口	A×75%-17.5万円口	A×75%-7.5万円口
	4,100,000円 ~7,699,999円	A×85%-68.5万円口	A×85%-58.5万円口	A×85%-48.5万円口
	7,700,000円 ~9,999,999円	A×95%-145.5万円口	A×95%-135.5万円口	A×95%-125.5万円口
	10,000,000円～	A-195.5万円口	A-185.5万円口	A-175.5万円口

Aを上記の表にあてはめて計算し、算出された公的年金等に係る雑所得の金額を申告書の「2所得金額」の⑦に転記してください。

4 給与所得の金額

給与所得の金額 C-(F+I)	
	円 J

給与所得調整控除の金額がない場合は、「C」の金額を「J」に記入します。

算出された給与所得の金額を申告書の「2所得金額」の⑥に転記してください。

⑯ 地震保険料控除額の計算

A	地震保険料のみの場合(合計)	円

<tbl_r cells="3" ix="1